



字の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

平成18年3月10日

黒部市長 堀内 康 男



1 字の名称の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の名称を「荻生字豆田」に変更する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	五郎八	豆田	全域

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の名称を「荻生字徳島」に変更する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	五郎八	徳島	全域

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の名称を「荻生字竹田」に変更する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	五郎八	竹田	全域

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。